

令和3年6月市議会定例会

福祉保健部

厚生委員会資料

目 次

【報告事項】

1 食中毒の発生に伴う営業禁止の措置について

..... 1 頁

1 食中毒の発生に伴う営業禁止の措置について

[保健所生活衛生課]

(1) 概要

6月17日午前8時30分頃に富山市教育委員会、その後、富山市こども保育課等から、腹痛・下痢・発熱・嘔吐の症状を呈している者が複数発生しているとの連絡があり、調査したところ市内の他の施設においても同様な症状の有症者が確認された。有症者は学校給食等で提供された牛乳を飲用しており、その後、有症者の発症と市内の製造業者が納品した牛乳との因果関係が判明したことから、6月19日に牛乳の製造業者である株式会社内田乳業に対し、営業禁止の措置としたもの。

(2) 有症者の状況(6月18日 17時現在)

- ア 喫食者数：6,238名（6月14日～16日の原因食品喫食数）
- イ 有症者数：1,212名
- ウ 年齢：0歳～50歳代

(3) 原因施設

- ア 屋号：株式会社内田乳業
- イ 所在地：富山市四方478
- ウ 業種：乳処理業、乳製品製造業

(4) 原因食品：牛乳

(5) 病因物質：調査中

(6) 措置

- ア 営業禁止
- イ 指導事項：牛乳製造の際、タンクや配管等の設備の洗浄及び消毒を徹底すること。

(7) 食中毒の発生を受け、市内の他の業者に対する保健所の対応

- ア 市内の他の乳処理業施設(3社)に対し、緊急に保健所が立入調査を行った。
- イ 点検項目：施設・設備や製造に関する衛生管理、その他法令等の遵守状況